証券コード　2883
2019年５月31日

株　主　各　位

東京都中央区月島２丁目３番１号
株式会社　大　冷
代表取締役社長　齋　藤　　修

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月17日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年６月18日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都中央区銀座六丁目14番10号
　コートヤード・マリオット　銀座東武ホテル　２階「桜」
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第48期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
　事業報告および計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.dai-rei.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎　ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

1.　株式会社の現況に関する事項

1－1.　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、相次いだ自然災害の影響や、海外の不安定な政治・経済情勢による景気の下振れリスクの高まりなどの要因はあったものの、企業収益の改善が顕著となり、緩やかな回復基調で推移しました。

国内食品業界におきましては、消費者の多様な価値観の高まりや根強い節約志向への対応が求められ、かつ原材料価格の高騰や人手不足が深刻化する厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社は、新商品の販売強化やユーザーへの直接販売に積極的に取り組むなど、収益力の向上に努めてまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、新商品柔らかシリーズなどの拡販に努めましたが、主力商品の原材料高騰による販売鈍化により売上高11,608,608千円（前年同期比4.6％減）、ミート事業におきましては、「楽らく匠味シリーズ」の販売は好調に推移したものの、匠味シリーズ以外のミート商品の販売鈍化により売上高2,682,269千円（前年同期比5.0％減）、その他事業におきましては、大手ユーザーとの取組み強化が順調に推移したことにより売上高12,944,844千円（前年同期比4.0％増）となりました。これにより当期の売上高は27,235,722千円（前年同期比0.8％減）となりました。

損益面につきましては、原材料高騰があったものの、前期の公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告が当期は解消して粗利率が改善したことにより、営業利益は1,066,464千円（前年同期比26.0％増）、経常利益は1,083,031千円（前年同期比26.2％増）、当期純利益は735,708千円（前年同期比26.9％増）となりました。

1－2.　資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は1,240千円であり、その内訳は次のとおりです。

社内基幹システムソフトウェア　　1,240千円

1－3.　財産及び損益の状況

区　　分	第45期 自　2015年４月１日 至　2016年３月31日	第46期 自　2016年４月１日 至　2017年３月31日	第47期 自　2017年４月１日 至　2018年３月31日	第48期 自　2018年４月１日 至　2019年３月31日
売　　上　　高(千円)	27,508,621	27,104,835	27,442,741	27,235,722
経　常　利　益(千円)	1,179,150	1,282,946	858,483	1,083,031
当　期　純　利　益(千円)	784,511	867,341	579,864	735,708
１株当たり当期純利益(円)	130.57	144.36	96.51	122.45
総　　資　　産(千円)	9,546,897	10,016,615	11,294,185	12,262,634
純　　資　　産(千円)	6,431,411	6,969,708	7,221,127	7,626,086

（注）1.　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2.　当期の状況につきましては、「1－1.　事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1－4.　対処すべき課題

当社は、第48期について売上高27,400,000千円、経常利益1,105,000千円を目標として各種施策を推進してまいりましたが、厳しい事業環境により、売上高、経常利益ともに僅かではありますが計画達成には至りませんでした。

第49期は、骨なし魚事業におきましては、原材料不足による売上の減少が引き続き見込まれるものの、新商品の「柔らかシリーズ」「ダイスカットシリーズ」、新魚種の販売などに注力してまいります。ミート事業におきましては、主力商品である「楽らく匠味シリーズ」の拡販を図るとともに、加工品の選別・リニューアルを図り、販売を強化してまいります。その他事業におきましては、ユーザーへの直接販売の更なる拡大を図るとともに、外郭団体や広域得意先向けＰＢ商品の販売伸長と、マーケットニーズに合った新商品の販売推進により更なる拡販を図ってまいります。

1－5.　当該事業年度の末日における主要な事業内容

冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業
水産物の加工販売ならびに輸出入業
魚介類の販売ならびに輸出入業
農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業

1－6.　当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な支店

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都中央区月島２丁目３番１号
東　京　支　店	東京都中央区月島２丁目３番１号
札　幌　支　店	北海道札幌市中央区南１条東１丁目３番地
仙　台　支　店	宮城県仙台市青葉区二日町16－15
高　崎　支　店	群馬県高崎市上中居町379－４
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦１丁目７番27号
大　阪　支　店	大阪府茨木市西駅前町５番８号
広　島　支　店	広島県広島市西区横川町２丁目７番19号
福　岡　支　店	福岡県福岡市博多区住吉４丁目３番２号

(2) 使用人の状況

使用人数　　157名（前事業年度末比１名増）

平均年齢　　41.7歳　　平均勤続年数　　13.6年

1－7.　重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

1－8.　主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

2－1. 大株主に関する事項

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
株式会社フルタ	2,753,500	45.82
古田耕司	396,300	6.59
齋藤修	370,000	6.15
正林淳生	160,000	2.66
大冷社員持株会	93,800	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	92,700	1.54
冨田史好	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	48,200	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	42,600	0.70
黒川岳夫	40,000	0.66

（注）持株比率は、自己株式（27株）を控除して計算しております。

2－2. その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株
(2) 発行済株式の総数　6,008,300株（自己株式27株を含む）
(3) 当事業年度末の株主数　11,274名

3. 会社役員に関する事項

3－1. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 修	代表取締役	
代表取締役副社長	冨田史好	経営企画室長	
専務取締役	正林淳生	商品統括本部長	
常務取締役	黒川岳夫	管理統括本部長	
取締役	工藤茂	管理部長兼情報システム部長	
取締役	青木伸一	営業統括本部長	
取締役	長尾敏成		弁護士、㈱ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
常勤監査役	高橋和広		
監査役	川田剛		税理士、日本化成㈱社外監査役、㈱本間組社外監査役、日本ユニシス㈱社外取締役
監査役	大谷悦夫		

（注）1. 取締役長尾敏成氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川田剛及び監査役大谷悦夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役長尾敏成氏及び監査役川田剛氏、大谷悦夫氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 監査役川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3－2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役長尾敏成、監査役川田剛及び監査役大谷悦夫の３氏の間で、会社法第427条第１項及び当社の定款第31条第２項並びに第41条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

3－3.　役員の報酬等の総額

区　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役 （うち社外取締役）	7人 （1人）	142,800千円 （3,570千円）	
監　査　役 （うち社外監査役）	3人 （2人）	20,040千円 （7,140千円）	
計 （うち社外役員）	10人 （3人）	162,840千円 （10,710千円）	

（注）1.　株主総会決議による取締役報酬限度額　年間250,000千円
　　2.　株主総会決議による監査役報酬限度額　年間 36,000千円

3－4.　社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である長尾敏成氏は、㈱ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役である川田剛氏は、日本化成㈱の社外監査役、㈱本間組の社外監査役、日本ユニシス㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取　締　役　長　尾　敏　成	当事業年度に開催した取締役会16回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役　川　田　　剛	当事業年度に開催した取締役会16回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査役会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
監　査　役　大　谷　悦　夫	当事業年度に開催した取締役会16回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査役会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4－1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

4－2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4－3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5.　業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2013年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、2015年４月13日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

5－1.　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。

(4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

5－2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

(2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

5－3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)　当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

5－4.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

(2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。

(3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

(4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

5－5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。

(2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。

5－6. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。

(2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。

(3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。

(4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。

5－7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

(2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行います。

5－8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告・情報提供します。

(2) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとします。

① 重要な社内会議で決議された事項

② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 毎月の経営状況として重要な事項

④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に通知します。

5－9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5－10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査役は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は12回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸　借　対　照　表

2019年３月31日　現在

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
[流動資産]	[11,317,726]	[流動負債]	[4,305,377]
現金及び預金	4,038,301	買掛金	3,520,855
受取手形	51,612	リース債務	11,384
売掛金	4,891,740	未払金	235,725
商品	2,220,971	未払費用	220,910
貯蔵品	12,536	未払法人税等	234,986
前払費用	11,096	預り金	19,404
その他	91,468	前受収益	818
[固定資産]	[944,908]	賞与引当金	31,282
有形固定資産	651,070	その他	30,009
建物	115,037	[固定負債]	[331,170]
構築物	11	リース債務	635
機械及び装置	13,220	退職給付引当金	224,264
工具、器具及び備品	6,055	その他	106,271
土地	512,259	負　債　合　計	4,636,548
リース資産	4,485	（純資産の部）	
無形固定資産	65,888	[株主資本]	[7,621,352]
ソフトウェア	53,526	資本金	1,909,825
リース資産	7,533	資本剰余金	686,951
その他	4,828	資本準備金	686,951
投資その他の資産	227,949	利益剰余金	5,024,623
投資有価証券	22,194	利益準備金	185,083
繰延税金資産	104,166	その他利益剰余金	4,839,540
その他	108,898	別途積立金	2,100,000
貸倒引当金	△7,310	繰越利益剰余金	2,739,540
		自己株式	△47
		[評価・換算差額等]	[4,733]
		その他有価証券評価差額金	4,733
		純　資　産　合　計	7,626,086
資　産　合　計	12,262,634	負債及び純資産合計	12,262,634

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

（単位：千円）

売上高		27,235,722
売上原価		22,985,237
売上総利益		**4,250,485**
販売費及び一般管理費		3,184,021
営業利益		**1,066,464**
営業外収益		
受取利息	2,202	
受取配当金	307	
受取賃貸料	8,976	
為替差益	676	
その他	6,751	18,913
営業外費用		
賃貸収入原価	1,770	
その他	575	2,346
経常利益		**1,083,031**
税引前当期純利益		**1,083,031**
法人税、住民税及び事業税		354,292
法人税等調整額		△6,970
当期純利益		**735,708**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年４月１日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	2,334,286	4,619,369	△47	7,216,098
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△330,455	△330,455		△330,455
当期純利益					735,708	735,708		735,708
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	405,253	405,253	－	405,253
2019年３月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	2,739,540	5,024,623	△47	7,621,352

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年４月１日残高	5,028	5,028	7,221,127
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△330,455
当期純利益			735,708
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△294	△294	△294
事業年度中の変動額合計	△294	△294	404,958
2019年３月31日残高	4,733	4,733	7,626,086

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～47年
構築物	10年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	２年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアは、利用可能期間（５年）に基づく定額法

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度負担分について支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法により当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日) を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　475,376千円

(2) 期末日満期手形に関する注記

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当事業年度末残高に含まれております。

受取手形　11,350千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	6,008,300	―	―	6,008,300

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	27	―	―	27

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年６月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	330,455	55.00	2018年 ３月31日	2018年 ６月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年６月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	330,455	55.00	2019年 ３月31日	2019年 ６月19日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,528千円
賞与引当金	9,578千円
退職給付引当金	68,669千円
退職給付長期未払金	4,615千円
貸倒引当金超過額	2,238千円
ゴルフ会員権評価損	2,501千円
その他	4,123千円
計	106,255千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,089千円
繰延税金資産の純額	104,166千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産　主として、社内システム用サーバー設備であります。

・無形固定資産　主として、社内システム（ソフトウェア）であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。未払金は、１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業統括本部における各営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの販売計画・購買計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(＊)	時　価（＊）	差　額
1.　現金及び預金	4,038,301	4,038,301	―
2.　受取手形	51,612	51,612	―
3.　売掛金	4,891,740	4,891,740	―
4.　投資有価証券			
その他有価証券	20,961	20,961	―
5.　買掛金	(3,520,855)	(3,520,855)	―
6.　未払金	(235,725)	(235,725)	―

(＊)負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資　産

1.　現金及び預金、2.　受取手形ならびに3.　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4.　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

5.　買掛金ならびに6.　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区　　分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	1,233

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「4.投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では東京都において自社所有ビルの一部（土地を含む）を賃貸しております。当事業年度末における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,205千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
125,255	△782	124,472	119,017

（注１）貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
（注２）当事業年度末の時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はございません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

計算書類提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注２）	科　目	期末残高（千円）（注２）
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	フルタフーズ株式会社（注３）	富山市西二 俣 335 番地	90,000	冷凍食品の製造加工及び販売	—	商品仕入先	商 品（冷 凍食品）仕入（注１）	452,989	買掛金	37,674
	株式会社昔亭（注３）	富山市金屋 767 番地27	30,000	冷凍食品の製造加工及び販売	—	商品仕入先	商 品（冷 凍食品）仕入（注１）	1,215,901	買掛金	171,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）冷凍食品の仕入については、一般の他の製造委託先と同様にその商品を販売するときに市場で販売可能な販売価格から当社の妥当な粗利、運賃等の諸経費を差し引いた金額範囲内に仕入価格が収まり、市場妥当性があることを勘案して決定しております。
（注２）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
（注３）当社の主要株主（古田耕司氏及びその近親者（株式会社フルタを通じて保有））が議決権の過半数を所有しております。

11.　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,269円26銭
１株当たり当期純利益	122円45銭

12.　重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2019年５月10日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	：	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	：	60,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.00％）
③株式の取得価額の総額	：	100,000,000円（上限）
④取得期間	：	2019年５月13日～2019年11月12日

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社大冷
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　御厨　健太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石野　研司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大冷の2018年４月１日から2019年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第４８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月20日

株式会社　大　　冷　監査役会

常勤監査役　高　橋　和　広　㊞

社外監査役　川　田　　剛　㊞

社外監査役　大　谷　悦　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金55円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は330,455,015円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月19日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第９０号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、単元未満株式の売渡請求に関する制度を導入すべく、変更案第９条（単元未満株主の売渡請求）を新設するとともに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第４２７条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第３３条第２項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（機　関） 第４条　会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人	（機　関） 第４条　会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 （削除） (2)　監査等委員会 (3)　会計監査人
第２章　株式	第２章　　株式

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（単元未満株主の売渡請求） 第９条　会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を会社に請求することができる。
（単元未満株式についての権利） 第９条	（単元未満株式についての権利） 第１０条
（新設）	(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利
（株主名簿管理人） 第１０条　　（条文省略）	（株主名簿管理人） 第１１条　　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第１１条 会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規程） 第１２条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第１２条～第１８条　（条文省略）	第１３条～第１９条　（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（員数） 第１９条 会社の取締役は、１２名以内とする。	（員数） 第２０条 会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、１２名以内とする。
（新設）	２．会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、４名以内とする。
（選任方法） 第２０条 取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第２１条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第２１条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第２２条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（新設）	
第２２条～第２３条　（条文省略）	第２３条～第２４条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２４条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２５条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第２５条～第２６条　（条文省略）	第２６条～第２７条　（現行どおり）
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第２８条 会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第２７条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第２９条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現　行　定　款	変　　更　　案
第２８条　（条文省略）	第３０条　（現行どおり）
（報酬等） 第２９条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第３１条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第３０条　（条文省略）	第３２条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第３１条　（条文省略） ２．会社は社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第３３条　（現行どおり） ２．会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
（員数） 第３２条 会社の監査役は、4名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第３３条 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除） （削　除）
（任期） 第３４条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除） （削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第３５条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第３４条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第３６条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第３５条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議の方法） 第３７条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第３６条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第３８条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第３７条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第３９条 監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第３８条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第４０条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第４１条 会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２．会社は、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除） （削　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第４２条～第４３条　（条文省略）	第３９条～第４０条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第４４条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第４１条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第４５条～第４８条　（条文省略）	第４２条～第４５条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １．会社は、第４８回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第４８回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第４１条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役７名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	さいとう　おさむ 齋藤　修 （1951年９月６日）	1970年４月　共栄タンカー株式会社入社 1974年９月　昭和興発株式会社入社 1978年10月　当社入社 2001年４月　取締役営業部長就任 2002年６月　専務取締役就任 2003年６月　代表取締役社長就任（現）	370,000株
2	とみた　ふみよし 冨田史好 （1957年２月25日）	1981年４月　株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2010年12月　株式会社アドヴァン入社 2011年12月　株式会社テクノフレックス入社 2012年６月　当社入社 取締役内部監査室長就任 2013年４月　取締役経営企画室長 2014年６月　代表取締役副社長経営企画室長就任（現）	50,000株
3	しょうりん　あつお 正林淳生 （1955年７月28日）	1978年４月　株式会社島屋商会入社 1984年９月　当社入社 2001年４月　取締役商品部長就任 2002年４月　取締役大阪営業所長 2005年４月　取締役名古屋支店長 2008年４月　取締役品質保証部長 2009年６月　専務取締役商品統括本部長就任（現）	160,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	くろかわ　たけお 黒川　岳夫 （1962年２月６日）	1984年４月　三和興業株式会社 1990年２月　株式会社コスモコミュニケーション入社 1995年４月　エヌ・アイ・テレコム株式会社入社 2001年７月　当社入社 2010年６月　取締役管理部長就任 2012年６月　常務取締役管理統括本部長就任（現）	40,000株
5	くどう　しげる 工藤　茂 （1959年１月１日）	1981年４月　旭食品株式会社入社 1984年８月　株式会社大一広告入社 1986年３月　当社入社 2010年６月　執行役員情報システム部長就任 2014年２月　執行役員管理部長就任 2016年６月　取締役管理部長兼情報システム部長就任（現）	10,000株
6	あおき　しんいち 青木伸一 （1960年１月22日）	1978年４月　東京雪印販売株式会社入社 1991年１月　ケンコーマヨネーズ株式会社入社 1993年２月　当社入社 2014年４月　執行役員東京支店長就任 2016年６月　取締役営業統括本部長就任（現）	8,800株
7	ながお　としなり 長尾敏成 （1949年６月２日）	1973年４月　株式会社大和銀行入行（現株式会社りそな銀行） 1976年１月　警視庁入庁 1995年４月　弁護士登録 1996年４月　長尾敏成法律事務所開設（現） 2001年６月　日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員就任 2006年４月　東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長就任 2010年６月　東京都における暴力団排除条例に関する有識者会議委員就任 2010年８月　財団法人（現公益財団法人）日本相撲協会暴力団等排除対策委員会委員就任 2012年３月　株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監査役就任（現） 2014年２月　公金管理に関する専門助言員（東京都）就任 2015年６月　当社社外取締役就任（現）	―　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	たかつき　ひろあき ※　高付　広昭 （1967年３月30日）	1990年４月　宝幸水産株式会社入社 2003年４月　日本スミカル入社 2004年４月　当社入社 2012年６月　執行役員広域事業部長就任 2018年４月　執行役員開発統括本部長就任（現）	10,000株

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定
当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を１年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。
本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、８名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。
２．※は新任の取締役候補者であります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．長尾敏成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
６．長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年となります。
７．当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第１項及び当社の現行定款第31条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たかはし　かずひろ ※　高橋　和広 （1960年１月２日）	1982年４月　山室繊維株式会社入社 1986年７月　サンマルコ食品販売株式会社入社 1991年８月　当社入社 2017年６月　常勤監査役就任（現）	9,300株
2	かわだ　ごう ※　川田　剛 （1942年12月３日）	1967年４月　国税庁入庁 1996年９月　税理士開業 1998年６月　日本化成株式会社社外監査役就任（現） 2003年６月　株式会社本間組社外監査役就任（現） 2012年６月　当社監査役就任（現） 2013年６月　日本ユニシス株式会社社外取締役就任（現）	10,000株
3	おおたに　えつお ※　大谷　悦夫 （1942年３月29日）	1964年４月　丸紅飯田株式会社入社（現丸紅株式会社） 2000年４月　丸紅建設株式会社専務取締役就任 2002年10月　サンエー電機株式会社専務取締役就任 2008年４月　医療法人元生会常務理事 2013年４月　当社顧問就任 2013年６月　監査役就任（現）	―　株

（注）１．監査等委員候補者の選定
当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、公正不偏の立場を保持しており、監査業務を遂行できる能力を有している人物を監査等委員候補者として選定し、株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
具体的には、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、経営課題の提起及び監査等委員としての職務遂行を行うための十分な時間を確保できる者を監査等委員候補者として選定しております。
２．※は新任の監査等委員候補者であります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．川田剛氏及び大谷悦夫氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏がこれまで培ってきた経験を生かし、当社の監査体制をより一層強化するため、監査等委員として選任をお願いするものであります。
６．川田剛氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって７年となりま

す。
7．大谷悦夫氏は丸紅株式会社の出身であり、これまでの豊富な業務経験から企業経営全般に関する監視機能を期待して、監査等委員として選任をお願いするものであります。
8．大谷悦夫氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって６年となります。
9．当社と監査役川田剛氏及び監査役大谷悦夫氏は、会社法第427条第１項及び当社の定款の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、川田剛氏及び大谷悦夫氏が選任された場合、当社は各候補者との間で同様の契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年６月２日開催の臨時株主総会において年額２億５，０００万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億５，０００万円以内（うち社外取締役分１，０００万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役１名）となります。

また、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額３，６００万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第２号議案から第５号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類26頁から37頁までに記載の第２号議案から第５号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由および監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から業務執行の機能を分離し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を実現することで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、３名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット　銀座東武ホテル　２階「桜」
電話　０３－３５４６－０１１１

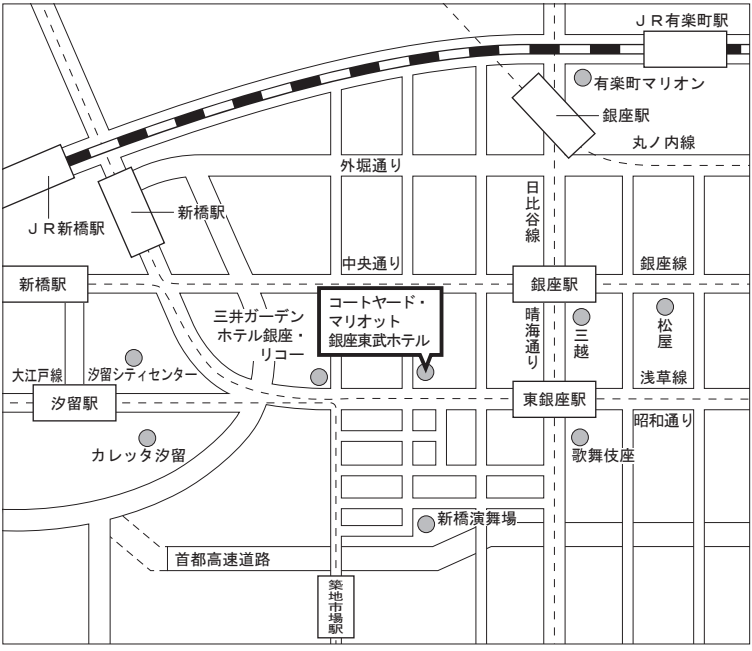

交通機関

東京メトロ日比谷線	「東銀座駅」Ａ１番出口より徒歩３分
都営地下鉄浅草線	
東京メトロ銀座線	「銀座駅」Ａ３番出口より徒歩５分
東京メトロ丸ノ内線	
都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」Ａ３番出口より徒歩７分
ＪＲ線	「新橋駅」銀座口より徒歩10分